

管理職員等の範囲を定める規則

平成 4年 7月15日
公平委員会規則第2号

改正 平成 5年11月19日 公平委規則第2号
平成 6年 5月11日 公平委規則第1号
平成 6年11月15日 公平委規則第2号
平成 8年 3月13日 公平委規則第1号
平成12年 3月21日 公平委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第52条第4項の規定に基づき、法第52条第3項ただし書に規定する群馬県市町村会館管理組合及び群馬県市町村総合事務組合の管理職員等の範囲について必要な事項を定めるものとする。

(群馬県市町村会館管理組合の管理職員等の範囲)

第2条 群馬県市町村会館管理組合の管理職員等は、事務局長、次長及び課長並びに人事、給与、服務又は職員団体担当の課長補佐、係長、主任及び主事とする。

(群馬県市町村総合事務組合の管理職員等の範囲)

第3条 群馬県市町村総合事務組合の管理職員等は、事務局長、次長及び課長並びに人事、給与、服務又は職員団体担当の課長補佐、係長、主任及び主事とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年11月19日公平委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、第3条(見出しを含む。)の改正規定中「群馬県自治会館管理組合」を「群馬県市町村会館管理組合」に改める部分は平成5年6月8日から、「並びに」を「及び課長並びに」に改める部分は平成5年8月1日から適用する。

附 則(平成6年5月11日公平委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年11月15日公平委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成6年12月1日から施行する。

附 則(平成8年3月13日公平委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則(平成12年3月21日公平委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成11年4月1日から適用する。